

栃木市国民健康保険運営協議会資料

開催期間：令和2年4月27日(月)～

5月1日(金)

栃木市生活環境部保険医療課

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 背景及び目的

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)により、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うことが決定されたことを受け、厚生労働省から市町村等に対して、傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされたことを踏まえて、本市においても傷病手当金を支給するため、栃木市国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。

2 改正の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について定めること。(附則関係)
- (2) 公布の日から施行とすること。

3 他市の状況

県内各市町において、同様の改正が行われる予定。

4 改正に伴う財政的作用

令和2年度支出見込額 190万円 (傷病手当金)
(財源内訳: 県支出金 190万円 6月補正予算に要求予定)

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険条例（平成22年栃木市条例第156号）の一部を次のように改正する。

附則に次の7項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 1 1 令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日から起算して1年6月を経過する日までの間、第4章に定めるもののほか、次項から附則第17項までに定めるところにより、傷病手当金を支給する。
- 1 2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 1 3 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨

て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

14 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

15 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前項第2号の規定により算定される金額より少ないときは、その差額を支給する。

16 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項

ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 17 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険条例附則第11項から第17項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合について適用する。

議案第 号（保険医療課）

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

現	行
<p data-bbox="225 349 325 389">附 則</p> <p data-bbox="145 412 325 452">1～10 略</p>	

改 正 案

附 則

1～10 略

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

1.1 令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日から起算して1年6月を経過する日までの間、第4章に定めるもののほか、次項から附則第17項までに定めるところにより、傷病手当金を支給する。

1.2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

1.3 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

1.4 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

1.5 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス

現

行

改 正 案

感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前項第2号の規定により算定される金額より少ないときは、その差額を支給する。

16 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受け
ることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができな
かったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受け
た額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、
同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

17 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴
収する。

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険に係る傷病手当金の支給について

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことが決定されたことを受け、厚生労働省から、市町村等に対して、傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされたところであります。

栃木市では新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者等に係る傷病手当金の支給を実施いたします。

（1）対象者

栃木市国民健康保険の被保険者のうち被用者（会社に雇われている人）で、新型コロナウイルス感染症に感染したまたは発熱等の症状があり感染が疑われるため会社等を休み、給与収入が減少した者。

（2）支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

（3）支給額

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額）×2/3×日数（支給対象となる日数）

（4）適用期間

令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合は最長1年6月まで）

（5）財政的作用

令和2年度支出見込額 約1,900千円（傷病手当金）

（財源内訳：県支出金 約1,900千円 5月補正予算に要求予定）